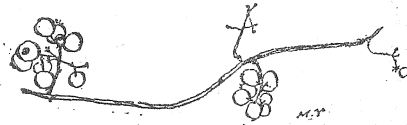


1951年6月号



高等学校 職業科の新しい指導

工業教育課程の新しい構想……………長谷川 淳……………二
商業教育の新目標……………大 埜 隆 治……………七
高等学校家庭科指導書をどう扱うか……………山 本 キ ャ ャ……………一

職業教育の問題点……………多 田 鉄 雄……………一六
興味発見表の利用……………ダヴィッド・S・ブローディ……………二一

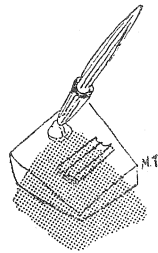
教育職員免許法等一部改正の要点……………上 野 芳 太 郎……………二四
文化功労者年金法の制定……………岡 田 孝 平……………二八

◇教育委員会制度協議会の設置……………木 田 宏……………三三
道徳教育のための手引書要綱の性格……………上 田 薫……………三九
児童憲章の今後の問題……………田 崎 正……………四五
◇図書館から動物をつれて来る！……………ドン・ドンブルック……………五〇

学校と結核予防法……………新 井 英 夫……………五三
新しい学校柔道の教育的意義……………小 川 長 治 郎……………五五
ラジオ体操の放送はじまる(体操図解)……………運 動 厚 生 課……………六二

新しい教育計画に即した校舎の経済的設計……………渡 辺 衆 一……………六八

△法令▽教育職員免許法の一部を改正する法律、同法施行法の一部を改正する法律、
文化功労者年金法……………九〇
〇教育映画等審査報告(96)……………九六
〇文部省重要通達事項一覧表……………九六
〇調査報告書の紹介……………一八四
〇編集後記……………一八五



文化功労者年金法の制定

岡田孝平

文化国家の建設にふさわしい施策の一つとして、文化功労者年金制度の確立された。すなわちこの国会で、新たに文化功労者年金法が政府から提出され、これが衆参両院で可決をみ、本年四月三日法律第百二十五号として公布され、即日施行の運びとなった。次下同法の趣旨およびその概要について説明したい。

一 文化功労者年金法制定の理由および経過

わが国は終戦以来文化国家として、着々その歩を進めてきたのであるが、日本が真に文化国家として、世界の諸国に肩を並べていくのには、国民の全部が、文化国家として立つべき自覚をもつて進むことが必要であると同時に、政府でも、種々の施策を講ずる必要がある。なかでも文化の向上発達について、功績卓絶者に対して政府としてこれを顕彰し優遇することは、きわめて重要な意義を有することであると考えられる。すなわち文化の功労者に対し、国家として表彰し、これ

を優遇することは、後進ならびに一般の国民に対し、力知れぬ激励を与えることとなり、文化国家としてふさわしい施策の一つと考えるのである。従来、かような制度は諸外国にもその例を見るのである。従来この制度としては文化勲章の制度があるが、これは精神的な優遇にとどまるものであって、文化の功労者に対しては同時に物質的な優遇方法も講ぜられたいとの要望は、すでに一般の世論として認められるところとなっていたのである。

一時金的な性質を有するものとしては、日本学士院恩賜賞・日本学士院賞・科学研究費交付金等、また民間のものとしては、朝日科学奨励金、朝日文化賞、毎日出版文化賞等のごときものが、学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして、または顕著な価値ある学術の研究を奨励するものとして交付されているが、これらは比較的限られた文化のそれぞれの分野について表彰したり、また学術研究の奨励を目的として設けられたものであって、政府として広く文化の向上発達につ

いて卓絶した功績ある者を顕彰する制度ではない。

こゝにおいて文化の向上発達について特に功績顕著な者を文化功労者として、これに対して年金を支給し、顕彰する制度を確立するため、文化功労者年金法が制定されたのである。

本法案は最初政府において立案し、国会に提出を依頼する法案として制定されてその準備を行ったのであるが、都合によって政府提出に変更され、三月十四日に国会に提出、参議院先議となり、両院の文部委員会において慎重審議の上、参議院では三月三十日、衆議院では三月三十一日に、本会議で修正可決されたのである。

二 法律の目的

この法律は文化の向上発達について特に功勞顯著な者（これを「文化功勞者」という。）に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする。（第一条）前述の本制度制定の理由から当然この法律の目的が引き出される。

（一）文化勲章との差異

本制度は、従前の天皇の栄典大権に基づく文化勲章の制度とは別個の新しいものとして制定されたものである。すなわち文化勲章は、旧憲法の天皇の栄典大権に基き昭和十二年公布された文化勲章令によって、「文化の発達に關し勲績卓絶なる者」に賜うのであるが、本制度は憲法上、天皇の栄典授与の行為（憲法第七條第七号、これは旧憲法の榮典大権に當る。）によるものではない。文化功勞者を政府として顕彰するものであって、この点で両者は判然と区別される。したがつて勲章は内閣賞勲部で取扱われているのに反し、新しい制度は文部大臣の所

掌事項となっている。しからば両者は全く關係がないかといえそうではない。いずれも文化の発達に關しきわめて高い功績ある者であるから、文化功勞者を選考するに當り、事實上文化勲章受賞者が有力な候補者となることは當然予想せられるところであるが、両者は必ずしも常に一致するものではない。

（二）文化の範圍および選考の基準

この点に關連して文化の範圍および選考の基準が重要な問題となる。従来の文化勲章では、「文化」とはいかなる範圍をいうかは、法文からは明らかでないが、實際においては、学術（自然科学および人文科学）または芸術（文学、美術、演劇等）において、きわめて高い価値ある業績をあげた者から厳選して授与されるのが例となっている。すなわち文化の範圍を学術および芸術に限り、かつ選考に當り学術、芸術上の業績の評価は、純粹に学術、芸術の見地から価値判断されるのを原則としている。これは文化勲章制定の本来の趣旨であつて、社会的効果を伴う業績は、その功績によって普通勲章を授けることができるが、社会的効果のいかに問わない純粹の学術上、芸術上の価値を高めた者に対して文化勲章を授けようとしたものである。しかしこの基準は、やや広く解釈しようとする傾向にあり、岩波茂雄氏のごとき、出版を通じて文化に貢献したゆえをもつて授賞せられた例外もないわけではない。

文化功勞者年金法については、同じく「文化」について法文にはなら規定はないが、必ずしも学術および芸術に限るものではない。学術、芸術、教育、宗教、思想等いわゆる狹義の文化について広く選考することができると解する。しかしながら広義の文化すなわち自然に

対する文化として、広く社会、経済、政治まで含まれることは意図していない。この点は国会における法案の審議に当って特に問題とせられたところであって、政府の原案には「學術、藝術その他文化」とあったのを、参議院で、単に「文化」と修正されたのである。これは學術、藝術というような例示的表現を用いるときは、「文化」の觀念が學術および藝術に偏して必要以上に狭く解釈されるおそれがあるから、かような例示的の字句を除き、「文化」の觀念をなるべく広く解釈できるようにしようとの趣旨である。選考の基準については文化勲章の場合の基準はきわめて重要な指針となると考えられる。これらの点に關する將來の運用の問題は、近く設けられる文化功勞者選考審議會でじゅうぶんに研究の上決定されるであらう。

なお政府原案には「文化の發達」とあったが、學術については、發達という字句は適合するが、藝術のような無形の文化については向上という方が適當であるという趣旨で、参議院で「文化の向上發達」と修正された。「文化」の範圍を広義の文化すなわち社会、政治、經濟まで広げるようにせられたことの要望は、国会で担当強く見られたところであり、この卓は政府で、將來の問題として研究しなければならぬであらう。

(四) 憲法第十四条第三項との關係

次に憲法第十四条第三項すなわち「榮譽、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴わない。」という規定との關係については、本法を立案するに當って、さまざま研究されたところである。もし天皇の榮典大權に發する勲章に當然随伴するものとして、年金制度を設けるときは、年金は經濟的特權になるかどうかという点で、憲法解釈の

問題として憲法違反の疑義を生ずることとなるのであるが、前述のように、文化功勞者の制度は全くこれとは別に設けられたものであるから、なら憲法上の問題は生じない。したがって、かりに結果として文化勲章授賞者と全く一致したとしても、なら違憲とはならない。ただし勲章と年金と合わせて一つの制度として制定することも、なら憲法違反とならないとする學説もあることに注意すべきである。將來の問題として研究に値しよう。

三 年 金

文化功勞者には、終身、年金五十万円を支給する。(第八條)

(一) 年金の性質

年金の性質は、生活保障的なものと見るべきか、または賞金と見るべきかについては、むしろ後者をとるものである。賞金としては、一時金の形が普通であるが、この場合は年金の形をとった賞金と見るべきものと解する。本制度を立案するに當って、一時金とすべきか、または年金とすべきかについては、さまざまに研究されたのであるが、受賞者の利益ならびに社会的効果等の点から年金とされたものである。年金の支給によつて、あるいは學術の研究に、あるいはまた生活の保障に役立つことはもちろんであるが、これは直接の目的ではない。

したがって文化功勞者の選考に當り、生活保障の要素を重く見て、資産、所得によつて制限を加えることは適當でないと考ええる。しかしながら終身年金であるから、あまりに年齢の若い者については考慮を要するであらう。これら運用の諸点については、文化功勞者選考審議會でじゅうぶんに審議される予定である。

なお日本藝術院會員として、または日本学士院會員として年金の支給を受けているものが、さらに文化功勞者として年金を受けるとはさしつかえない。ただし前者は功勞顯著な者として優遇されるに反し、後者は最高度の業績をあげたものとして特に指定されるからである。

(二) 文化功勞者の數

文化功勞者の數は予算の範圍内で毎年必要の限度で定められる。さしたつては文化勲章受賞者であつて生存する者が問題とならう。文部省の案としては、平常年度においては、毎年十名内外を増加させることを予想しているが、將來定員制等も研究の余地があらう。

(三) 年金と課税

この年金はぜひとも非課税とするように、かねてから大藏省に接衝したのである。だが、現在一時金については免税の例はあるが、年金については傷痍者の遺族の年金が免税されているのみで、その他の年金はすべて課税の対象となつてゐる実情である。そのため、この主張は一応認められなかった。そのかわりとして当初三十万円の案であつたものが、五十万円に増額されたのである。しかしこれによつてこの年金は非課税とは絶対にできないと決定されたものではない。將來の問題として残るわけである。

(四) 年金の支給方法

年金の支給方法については、政令で定める。(第八條第二項) 近く公布を予定されている政令、すなわち文化功勞者年金法施行令案によるものと次のとおりである。(同施行令第六條および第七條)

(1) 文部大臣は、文化功勞者を決定したときは、その者に文化功勞者年金証書を交付するとともに、文化功勞者の氏名、年金証書の記号お

よび番号その他必要な事項をただちに郵政大臣に通知する。これは一般の恩給および年金と同じく郵政省所管の會計から支給されるからである。(2) 年金は毎會計年度分を、毎年四月一日から六月三十日までの間に支払う。ただし文化功勞者を決定した日の属する會計年度分については、その決定があつた日から三月以内に支払う。(3) 年金の支給は、文化功勞者を決定した日の属する會計年度分から開始し、その者が死亡した日の属する會計年度分で終る。(4) 年金証書の様式、書き換え、再交付および返還その他年金証書の細則については、文部省令で定める。この省令は文化功勞者年金法施行規則として公布される予定であるが、その内容はきわめて手続的な規定のみであるから説明は省略することとしたい。(5) 年金の支払に關する事務は、郵政大臣が行い、その細目については、郵政省で定める。

四 文化功勞者選考審議會

文化功勞者は、文部省に置かれる文化功勞者選考審議會が選考した者のうちから、文部大臣が決定する。(第七條、第二條第一項) 文化功勞者選考審議會は、文部大臣の諮問に應じ、文化功勞者の候補者の選考に關する事項を調査審議する。(第二條第二項) 文化功勞者選考審議會は、十人の委員をもつて組織する。委員は、文化に關し高い識見を有する者のうちから、文部大臣が任命する。(第三條) 委員の任期は一年とする。ただし欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期者とする。委員は再任されることが出来る。(第四條) 審議會に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。(第五條) 以上が法律に定められた審議會の組織および運営の大綱であり、その詳細は右の

ほか政令で定められることになっている。(第六条)

文部大臣と審査会との関係は、審査会は文部大臣の諮問機関であり、文化功労者の決定に当り、文部大臣を拘束するものではない。ただし文部大臣は審査会の選考した者のうちから決定することになるから、(たとえ十人選考したうちから七人を決定するとき)この限度で拘束をうける。しかしながら実際の運用に当っては、公正な審査会の選考を信頼し、できる限り、審査会の選考にまかせるようにすることが適當であろう。なお審査会は単に候補者の選考そのもののみにとどまらず、選考に関する基準の決定その他選考に伴うすべての事項について、調査審議をするのである。

委員の任期については、当初政府の原案は二年とし、毎年半数改選を行うこととなっていたのであるが、国会で一年に修正された。

その理由は、毎年委員を更新し、清新な感覚で公正な選考を行うことを期するためである。審査会の構成メンバーは別に詳細な規定はないが、文化に関し高い識見を有する者から、広く選考するものであって、慎重を期するため、閣議に附議して定められることとなるであろう。

政令(文化功労者年金法施行令)に定められる事項は、以上のほか次のとおりである。(施行令第一条らしい第五条)

(一) 会議の招集

会議は必要に応じ随時会長が招集する。

(二) 議事およびその運営

会議は会長がその議長となる。議事の定足数は委員の三分の二以上とし、評決は出席委員の過半数を必要とする。可否同数の場合は、議

長の決するところによる。このほか必要な事項は審査会が自ら定める。

(三) 委員の勤務および費用の弁償

委員は非常勤とし、その職務を行うために要する費用の弁償を受ける。

五 結 語

以上のほか法律は附則として、文部省設置法の一部を改正して、文化功労者に関する事務を文部省の所掌事項として確定している。

この法律の国会審議に当っては、本制度に関連して、文化国家の基礎となる諸方策を同時に樹立すること、農村文化、民衆文化等の面にも施策を怠らぬこと、研究者に対する補助助成等學術研究の奨励に遺憾なきを期すること、その他さまざまな意見希望等が述べられたことを附言する。文化国家建設にまことにふさわしいこの新しい制度が、世論の支持をうけて健やかにのび、りっぱな実を結ぶことを心から念願してやまない次第である。

(大臣官房人事課長)

文部省重要通達事項一覽表 (昭和 26. 3. 16~同 4. 15)

官 房		官 房		
(人 事 課)		(人 事 課)		
文入総第 72	研修管理者の推せんについて	3. 16	人事課長	国立学校長・所轄 機関長
〃 第 80	能率関係人事院規則説明会ならびに研究管理 者研修開催について	3. 26	〃 福利課長	〃 〃
〃 〃	能率関係説明会の一部変更について	4. 10	〃 〃	文化財保護委員会 近畿・中国・九州 地区国立大学長・ 電波高校長・商船 高校長
文入任第 79	旧制の学校に附属する学校の教職員の身分取 扱について	3. 27	〃	国立学校長・所轄 機関長・文化財保 護委員会
〃 第 88	招へいアメリカ人教員の上申手続について	3. 30	〃	〃
〃 第 84	国立大学に包括せられた旧制の学校の課程を 担当する教職員の身分取扱について	3. 28	〃	〃
〃 第 87	国立学校設置法の一部を改正する法律の国会 通過に伴い旧制課程廃止により退職する職 員の取扱について	3. 29	〃	〃
〃 第 93	国立学校設置法の一部を改正する法律」附則 第 2 項の規程により失職した職員の報告等 について	4. 6	〃	〃
〃	旧制課程廃止に伴い退職する者等の退職手当 について	3. 30	〃	〃
文入給第 19	現行恩給法による辺すうまたは不健康地加算 および健康業務加算に関する報告について	3. 19	〃	〃
〃 第 45	昼間部の勤務を本務とする教員が夜間部の授 業又はその補助を行った場合、又は夜間部 の勤務を本務とする教員が昼間部の授業又 はその補助を行った場合の手当について	3. 27	〃	大学長

編集後記

○第十国会関係法律のうち「教
育職員免許法一部改正法」「同
施行法一部改正法」「文化功
労者年金法」について関係官から
それ〴〵適切な解説をいただき
ました。

○高等学校の職業科の学習指導
要領ができましたので、それに
ついて、そのうち、工業科、商業
科、家庭科について解説をいた
だきましたが、産業教育法が注
目されているとき、この方面の
教科内容の充実こそは、わが国
の将来にとつて重大な関係をも
つものとして、深い関心をもた
れます。それについて、興味発
見表」は個人の職業選択という
問題について、大へん興味深い
ものがありますので、参考とし
て掲載しました。

○道徳教育についての「手引書
要綱」が発表されましたが、それ
について上田事務官から核心を
ついた説明をいただきました。

全文は別冊付録としました。
○「児童憲章」は前号に全文を掲
載いたしましたので、今後の問
題について田崎事務官から論説
をいたゞきましたが、この「憲
章」といふ道徳教育といふ、実
はみなおとなの実践生活にかゝ
る問題だと思ひます。

購読料		発行所		印刷者		発行者		編集者		昭和二十六年六月五日印刷 昭和二十六年六月十日発行		MEJ 6320			
聴代一年七八〇円 合計八一六円 たじし増大号の場合は別に代金 申しあげます。お申し込みは直 接発行所にお願ひいたします。		聴代一年七八〇円 合計八一六円 たじし増大号の場合は別に代金 申しあげます。お申し込みは直 接発行所にお願ひいたします。		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番		東京都中央区銀座西七の一 帝國地方行政学会 振替口座東京一〇〇〇〇〇番	